

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第215回総会を開催をいたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立をいたしております。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、石井地区の西岡委員と新浜地区の森委員のお二人にお願いをいたしております。</p> <p>また、地元説明のため、堀江地区の井上推進委員にも御出席を願っています。</p> <p>よろしくをお願いをいたします。</p>
寺井克之会長	<p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議案といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和3年10月26日～令和3年11月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、強化促進法により令和元年5月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、残存小作でございます。</p>

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>5番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>6番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>7番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>8番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>9番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>10番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たな借り人に依頼するとしております。</p> <p>離作補償は無いとしております。</p> <p>11番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たな借り人に依頼するとしております。</p>
----------------	--

西山昌宏副主幹	<p>離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第1号～3号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第4号の御説明をいたします。お手元にお配りしている審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約118アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約52アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約132アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>6番、譲受人は、農地約47アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、農地約185アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件が3件で、5番、7番、8番です。</p> <p>5番は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
<p>平岡量二委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、久谷地区の農地を譲り受け、新規農業をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲、経験も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会において御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、7番と8番は、所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いします。</p>

井上徹郎推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、父親から堀江地区の農地を借り受け、新規農業を考えております。</p> <p>農業に対する意欲、経験も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>つづきまして、先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、柑橘類の加工品をインターネットなどで販売する事業を営まれておりますが、この度、新たに農地を取得し、レモンの栽培を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>レモン栽培について、知人から営農指導を受ける予定であり、農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第4号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約76アールを耕作する農業者であります。</p> <p>平成7年頃より、申請人の父が農地法の許可を得ず本申請地を、200平方メートルを超える農業用施設及び農家住宅の敷地として拡張し住宅の一部として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種</p>

船草康司副主幹	<p>農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約55アールを耕作する兼業農家であります。</p> <p>この度、近隣の会社に通勤している方々及び近隣住民からの要望により、本申請地を35台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、本件申請人は、農地約33アールを耕作する兼業農家であります。</p> <p>議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件申請人は、福岡県に居住しております。</p> <p>県外居住のため、農地の管理に大変苦慮していたところ、申請地周辺に勤務する方及び近隣住民の要望により、本申請地を19台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1,000平方メートルを超える案件が1件で、2番は、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。</p>
阿部和孝委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件申請人は、兼業農家をされておりますが、隣接地に農地が少なくなり耕作しにくくなっていたところ、周辺の企業から従業員の駐車場に困っているので駐車場にするときは貸してほしいと要望を受けていました。</p>

阿部和孝委員	<p>今般、露天貸駐車場として転用したいと考え、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、父親と同居し、農地約42アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>今般、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、本件申請地の内1筆は、平成25年頃より農地法の許可を得ず、譲受人が農業用倉庫及び農業用資材置場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p>

<p>船草康司副主幹</p>	<p>なお、本件申請地の一部に、平成7年頃より農地法の許可を得ず、譲渡人の父が200平方メートルを超える農業用施設として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件譲受人は両親と同居し、農地約33アールを耕作する農家の後継者であります。</p> <p>今般、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適していることから、甲種農地と判断されます。</p> <p>なお、甲種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>また、優良農地の転用であり、今月16日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第6号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、議案第7号、「令和3年度第9号農用地利用集積計画」についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>



住田 英俊 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件 14 件の内、使用貸借権の設定は 11 筆、賃借権の設定は 3 筆、所有権移転が 23 筆で、設定総面積は、3 万 644. 24 平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が 11 筆、更新が 3 筆、売買が 14 筆、贈与が 9 筆となっています。</p> <p>番号 2～番号 5 の譲受人は、約 759 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 6 の譲受人は、東温市で約 81 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 7 の譲受人は、約 61 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 9 の譲受人は、約 181 アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 10～番号 13 の譲受人は、約 39 アールを耕作する農業者で、水田と畑を贈与と売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 14 の譲受人は、約 61 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしております。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 3 年 12 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>議案第 7 号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議</p>

寺井克之会長	<p>題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>今回意見を求められた案件は9件で、設定する農地は88筆、総面積は、4万462平方メートルでございます。</p> <p>今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されております。</p> <p>権利の開始は、令和4年2月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、議案第8号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」についてを議題といたします。</p> <p>本件について、説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件につきまして、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p>

住田 英俊 主幹	<p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山 昌宏 副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年10月26日～11月25日までに専決処理した案件は27件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井 克之 会長	<p>議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>お手元の資料を御用意ください。</p> <p>本日御審議いただく案件は、1 件ございます。</p> <p>番号 1 は、興居島地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いいたします。</p> <p>番号 1 は、令和 3 年 11 月 9 日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地状況を取りまとめた資料をお配りしておりますので、御覧ください。</p> <p>令和 3 年 11 月 16 日に所在地である興居島地区の青井委員と和気地区の渡部泰明（やすあき）委員、新浜地区の森委員、興居島地区の杉野推進委員に事務局職員も同行して、現地確認を実施しました。</p> <p>1、2 ページは、対象地を記載した地図の写しです。</p> <p>3、4 ページは、公図の写しです。</p> <p>5 ページは、令和 3 年 11 月 16 日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p>

寺井克之会長	所在地が興居島地区でありますので青井委員から説明をお願いします。
青井和子委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和3年11月16日に、私と和気地区の渡部委員さん、新浜地区の森委員さん、興居島地区の杉野推進委員さん、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、興居島地区の由良町で、申し出のあった土地は、由良町470番1ほか3筆です。</p> <p>現地は、何年も耕作されておらず、雑木が密集して、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断いたしました。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>番号1は、青井委員からの説明のとおり、由良町470番1ほか3筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案11件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>松山市農業委員会委員研修会の開催についてですが、年明けとなりますが、1月31日月曜日午後から開催する予定ですのでお知らせします。詳細につきましては、あらためて年明けに御案内いたします。</p> <p>なお、皆様には、「活動記録ノート」を当日御提出していただきますので、こちらの御準備も併せてお願いいたします。</p> <p>また、お手元に黒い手帳、新年度の新しい農業委員会手帳を御準備しております</p>

住田 英俊 主幹

ので、御活用いただければと思います。

次回の総会の日程ですが、来月の第 216 回総会は、1 月 11 日火曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。

また、本日の総会が、今年最後の総会となります。

コロナ禍の中で、委員の皆様におかれては、委員活動において大変苦勞されたか  
と思います。

来年は、このような状況が、少しでも良い状況になればと願っております。

この一年お疲れ様でした。

どうもお世話になりました。

来年の議案発送が、1 月 4 日になりますので、お手元に届くのが少し遅くなります  
が、御了解いただければと思います。

少し早いですが、皆様、良いお年をお迎えください。

以上でございます。

寺井 克之 会長

以上で連絡事項を終わります。

委員の皆様方、推進委員の皆様方には、本年誠にお世話になりました。

コロナ禍の中ということで、大変厳しい中での総会ですが、来年は平常どおり総  
会の開催を続けていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の第 215 回総会を閉会します。

徳本 貴久 局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 10 時 59 分閉会